

平成 11 年 12 月 24 日  
日本長期信用銀行

## 当行の譲渡に関する基本合意書の調印について

当行は本日、金融再生委員会から、優先交渉先であるニュー・LTCB・パートナーズ（「パートナーズ社」）との間で、当行の一括譲渡に係わる基本合意の内容が承認された旨の連絡を受けました。

これを受け、先程、パートナーズ社側を代表する八城政基氏、ティモシー・C・コリンズ氏、J・クリストファー・フラワーズ氏の3氏と預金保険機構および当行との間で、本件に係る基本合意書に調印いたしました。

本件は、本年9月28日の覚書調印後、同覚書に添付された「買収条件の概要」に定める取引に係る基本合意書の速やかな調印に向けて、預金保険機構およびパートナーズ社が誠実に努力し交渉した結果、今般、金融再生委員会においてその内容が承認されたものです。

基本合意書には、覚書をベースとして行われてきた協議の内容等、最終的な売買契約（「最終契約」）が締結される際の基礎となる合意内容が記載されています。

今後は、最終契約締結に向けてさらに交渉が続けられることとなりますが、早期の最終契約締結のため、引き続き当行としての協力を最大限行ってまいります。

今回の基本合意書調印に至るまでの間、当行を支えて下さいました数多くの皆さまに対して心より御礼を申し上げますとともに、金融再生法の趣旨に基づき、金融システムの安定に寄与することを目指し、特別公的管理の早期終了に取り組む所存です。

以 上